

資料3

令和3年8月3日

令和4年度における国民健康保険税率等の改定について

1 前回の協議決定事項

- (1) 税率改定で見込む額を1億5,000万円とする。
- (2) 賦課方式の2方式への移行は、令和4年度の改定ではなく、次回の税率等の改定時(令和7年度の見込み)とする。

2 今回の協議事項

- (1) 税率等の改定の内容について、改定(案)①～改定(案)③により、税率等の改定内容を協議する。

3 被保険者の状況

国保加入世帯を所得階層別で見ると、所得額100万円以下の世帯が全体の52.57%、300万円以下の世帯が88.68%を占めています。

被保険者数で見ても、所得額100万円以下の世帯に属する被保険者が43.31%、300万円以下の世帯に属する被保険者が83.7%を占めています。

世帯あたりの加入者は、1人～2人の世帯が89.94%を占めており、所得額100万円以下の加入者1～2人の世帯が全体の50.08%、所得額300万円以下の加入者1～2人の世帯が全体の82.11%を占めています。

このことから、低所得世帯に対して、なるべく負担増とならない配慮をした改定が必要です。

(1) 所得階層別 世帯数・被保険者数

所得	世帯数		被保険者数	
	世帯数	国保加入世帯に占める割合	被保険者数	被保険者総数に占める割合
所得額なし(未申告含む)	6,214	28.81%	7,384	21.96%
基礎控除(43万円)以下	2,141	9.93%	2,855	8.49%
43万1円～100万円	2,983	13.83%	4,325	12.86%
100万1円～200万円	5,127	23.77%	8,542	25.40%
200万1円～300万円	2,662	12.34%	5,041	14.99%
300万1円～400万円	1,082	5.02%	2,290	6.81%
400万1円～500万円	524	2.43%	1,173	3.49%
500万1円～600万円	285	1.32%	691	2.05%
600万1円～700万円	159	0.74%	385	1.14%
700万1円～800万円	93	0.43%	218	0.65%
800万1円～900万円	53	0.25%	134	0.40%
900万1円～1,000万円	39	0.18%	91	0.27%
1,000万1円～	204	0.95%	503	1.50%
合計	21,566	100.00%	33,632	100.01%

(2) 所得階層別 1世帯あたりの被保険者数

所得	1名		2名		3名		4名		5名以上	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
0(未申告含む)	5,383	24.96%	621	2.88%	121	0.56%	60	0.28%	29	0.13%
43万以下	1,606	7.45%	408	1.89%	86	0.40%	31	0.14%	10	0.05%
100万以下	1,912	8.87%	869	4.03%	153	0.71%	35	0.16%	14	0.06%
200万以下	2,315	10.73%	2,354	10.92%	349	1.62%	83	0.38%	26	0.12%
300万以下	904	4.19%	1,335	6.19%	280	1.30%	105	0.49%	38	0.18%
400万以下	282	1.31%	543	2.52%	146	0.68%	81	0.38%	30	0.14%
500万以下	137	0.64%	214	0.99%	110	0.51%	43	0.20%	20	0.09%
600万以下	71	0.33%	102	0.47%	57	0.26%	36	0.17%	19	0.09%
700万以下	37	0.17%	60	0.28%	34	0.16%	17	0.08%	11	0.05%
800万以下	14	0.06%	50	0.23%	19	0.09%	4	0.02%	6	0.03%
900万以下	11	0.05%	20	0.09%	10	0.05%	9	0.04%	3	0.01%
1,000万以下	8	0.04%	17	0.08%	10	0.05%	3	0.01%	1	0.00%
1,000万超	47	0.22%	75	0.35%	46	0.21%	23	0.11%	13	0.06%
合計	12,727	59.02%	6,668	30.92%	1,421	6.60%	530	2.46%	220	1.01%

※ 本算定時(令和3年6月5日)現在、令和3年4月1日時点の加入状況

4 改定(案)について

(1) 改定(案)①～③の考え方について (別紙1参照)

i 改定(案)①

- ・「医療分」の税率等の改定は現行の税率を維持し、「支援金分」「介護分」の税率等を改定する。
- ・所得の無い世帯や低所得世帯の負担増を抑制するため、均等割の増額について「支援金分」2,000円、「介護分」1,000円とする。
[7割軽減世帯 介護あり の被保険者1人あたりの増加額]
 $3,000円 - (3,000円 \times 70\%) = 900円$ (1年分の増加額)
- ・「支援金分」と「介護分」の所得割について、標準保険税率と現行税率とを比較すると「介護分」のほうが乖離しているが、「介護分」が賦課される40歳以上65歳未満の中間所得層の負担増を抑制するため、また、応能割と応益割の比率の維持を考慮し、「支援金分」を多めに上げる。
- ・均等割の増額を抑制することにより低所得者の負担増を抑制し、介護分の増額幅を抑えることにより中間所得者層の負担増の軽減を図る。
- ・今回提案する3案の中で、被保険者への影響の幅が最も小さくなる。

ii 改定(案)②

- ・標準保険税率で算定した「医療分」「支援金分」「介護分」それぞれの税額に近づけるよう調整を取りつつ改定する。
- ・「医療分」の均等割については、引き上げると医療分の保険税額が増えてしまうこと、引き下げると標準保険税率との乖離が大きくなることから20,000円を維持する。「支援金分」と「介護分」の均等割は、応能割と応益割の比率を維持することを前提とし、その増額は「支援金分」2,000円、「介護分」3,000円とする。
- ・所得割について、標準保険税率を参考にして「医療分」の保険税率は引き下げる。「支援金分」と「介護分」は、応能割と応益割の比率の維持を前提に引き上げる率を設定する。
- ・「支援金分」の均等割の増額が抑制されていること、「医療分」の所得割が引き下げられていることにより、「介護分」が賦課されない被保険者については負担増が抑制される。反面、「介護分」については所得割、均等割とも改定案①より税率等が高くなっているため、「介護分」が賦課される被保険者の負担は大きくなる。
- ・改定(案)①と比較すると税率等の改定による影響の幅が大きくなる。

iii 改定(案)③

- ・応能割と応益割との比率も含めて、標準保険税率に近づけるよう改定する。将来的には県が示す標準保険税率に税率等が統一されることを念頭に置き、資産割や平等割を残しつつ、極力、標準保険税率に近づけるよう税率等を設定する。
- ・「医療分」の均等割も引き上げるが、所得割を大幅に引き下げることにより、「医療分」の保険税額の総額は現行の税率の算定額を下回るよう調整する。
- ・低所得者層の負担増が大きくなる。反面、所得割は引き下げられるため、中間～高額所得層の被保険者の場合は負担が軽減される。特に「介護分」が賦課されない被保険者はその影響が大きくなる。
- ・今回提案する3案の中で、被保険者への影響の幅が最も大きくなる。

5 応能割と応益割の比率

税のうち、「利益を受ける人に一律に課する部分」を応益割といい、それに対して、「負担能力に応じて課する部分」を応能割といいいます。

保険税では、均等割・平等割が「応益割」にあたり、所得割・資産割が「応能割」にあたります。

	医療分		支援金分		介護分		総額	
	応能	応益	応能	応益	応能	応益	応能	応益
標準保険税率	51.78	48.22	51.34	48.66	49.71	50.29	51.45	48.55
現行の税率	69.10	30.90	61.01	38.99	48.22	51.78	65.92	34.08
改定(案) ①	69.10	30.90	59.53	40.47	49.16	50.84	65.31	34.69
改定(案) ②	67.83	32.17	62.01	37.99	50.38	49.62	64.81	35.19
改定(案) ③	58.80	41.20	52.00	48.00	50.44	49.56	56.19	43.81

標準保険税率においては、両者の比率が1：1に近い値が示されています。

応益部分が大きいと、世帯所得の差に関わらず同じ負担（7・5・2割の軽減を除く）となり、低所得世帯への負担増となります。このため、入間市を含む市町村の比率は現時点においては応能割が大きくなっている状況です。

応能部分が大きいと、所得のある人ほど負担が大きくなりますが、保険税には「賦課限度額」が設けられており、ある一定の所得以上の人は限度額以上は賦課されません。

6 賦課額の増減

	負担減 最大	平均		負担増 最大
		世帯あたり	1人あたり	
改定(案) ①	—	6,819	4,383	48,200
改定(案) ②	△ 23,500	6,992	4,495	86,600
改定(案) ③	△ 99,500	6,979	4,486	100,100

改定(案)①は、減額している箇所がないため負担減が生じる世帯はありません。負担増となる世帯の増額の幅は、最大で48,200円となります。

改定(案)②および改定(案)③は、「医療分」の所得割を引き下げているため、負担減となる世帯が生じます。負担増となる幅も改定(案)①より大きくなるため、税率改定による影響の幅が大きくなります。

